

## 第2期 長久手市子ども・子育て支援事業計画の提供体制の修正について

## 1 「数値の見直し」の概要

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「法の施行後…認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値の見直しを行うこと。」とされている。

## 2 見直しの基準

- (1) 令和3年4月1日の支給認定ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合
- (2) 令和4年度以降に引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- (3) 既に市町村計画において年度毎に設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

## 3 本市における見直し

令和3年度に策定した長久手市保育施設整備計画に基づき、小規模保育事業者及び民間保育事業者を募集することにより、次の通り、保育施設の提供体制の修正を行います。

2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制（当初）

（単位：人／日）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	2号認定（①）	997	1,058	1,117	1,162	1,153
提供体制	特定教育・保育施設（②）	1,047	1,107	1,107	1,107	1,197
	確認を受けない幼稚園における一時預かり事業利用（③）	0	0	10	55	0

2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制（修正後）

（単位：人／日）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 ※
量の見込み	2号認定（①）	997	1,058	1,117	1,162	1,153
提供体制	特定教育・保育施設（②）	1,047	1,107	1,107	1,107	1,197
	確認を受けない幼稚園における一時預かり事業利用（③）	0	0	10	55	0

※

令和6年に民営保育所（80人規模、0歳児6人、1・2歳時29人、3～5歳児45人）  
2か所開所

3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制（当初）

(単位：人/日)			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3号認定	0歳	121	121	124	125	128
		1・2歳	525	545	555	570	589
	計(①)		646	666	679	695	717
提供体制	特定教育・保育施設	0歳	107	107	107	113	119
		1・2歳	459	459	459	459	493
	特定地域型保育事業	0歳	18	18	21	24	24
		1・2歳	66	66	82	98	98
	企業主導型保育（地域枠）		20	20	20	20	20
	計(②)		670	670	689	714	754

3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制（修正後）

(単位：人/日)			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 ※1	令和 6年度 ※2
量の見込み	3号認定	0歳	121	121	124	125	128
		1・2歳	525	545	555	570	589
	計(①)		646	666	679	695	717
提供体制	特定教育・保育施設	0歳	107	107	107	107	119 +12
		1・2歳	459	459	459	439 -20	473 +34
	特定地域型保育事業	0歳	18	18	18 -3	21 +3	21 0
		1・2歳	66	66	66 -16	82 +16	82 0
	企業主導型保育（地域枠）		20	20	20	20	20
	計(②)		670	670	670 -19	669 -1	715 +46

※1

令和5年に長湫東保育園の1歳児（20人）の入園停止。小規模保育所（0歳児3人、1・2歳児16人）開所

※2

令和6年に長湫東保育園2歳児（24人）の入園停止。民営保育所（80人規模、0歳児6人、1・2歳時29人、3～5歳児45人）2か所開所